# ＴＡＩＹＯ　グリーン調達ガイドライン

（Ｖｅｒ．２．０）

２００８．１２

株式会社TAIYO

# はじめに

TAIYO は、「地球環境保護が人類の最優先課題である」との環境理念に基づき、地球環境保全を最重要事項ととらえ、全社一丸となって積極的な取り組みを行っております。

環境に優しい製品作りには環境負荷の少ない部材が必要であり、そのためにはグリーン調達が必要になります。今回、製品に関わる部材調達の指針として「TAIYO　グリーン調達ガイドライン」を制定しました。

今後、「TAIYO　グリーン調達ガイドライン」に基づき、部材調達を実施し、環境に優しい製品作りと共に地球環境保全に貢献していく所存です。しかしながら、当社だけではその実現は難しく、取引先との協力が不可欠です。何卒、主旨をご理解いただき、ご支援、ご協力のほどお願い申しあげます。

なお、グリーン調達の実施にあたりましては、関係する調達部門より連絡申し上げますので、よろしくご協力のほどお願い申しあげます。

# 目　　次

はじめに

１．　環境方針

２．　グリーン調達の考え方

２．１　目的

２．２　グリーン調達とは

２．３　適用範囲

２．４　グリーン調達の取り組み

３．規制物質管理ランク指針

３．１　目的

３．２　管理ランク

３．３　参考法令等

３．４　規制物質

３．５　規制物質の変更

４．問い合わせ先

５．附則

付表１．　環境品質に関するガイドライン

付表２．部品区分別調査項目とその方法例

付表３．不使用保証書

付表４．規制物質表

# 環　境　方　針

【理　念】

我々は地球環境保護が人類の最優先課題であると認識し、あらゆる事業活動及び製品とサービスの提供を通じて地球環境の保全と社会への貢献をめざす。

【方　針】

株式会社 TAIYO は、産業用機械・機器の設計開発・製造・販売を行う会社であることを踏まえ、以下の方針に基づき環境保全活動を行う。

１．環境マネジメントシステムを構築し、継続的改善を行うことで資源の保護及び環境汚染の予防に努める。

２．環境に関わる法規制を遵守し、可能な限り地域及び地球の環境の保全に努める。

３．事業活動から生じる環境影響を可能な限り減少させる。

特に以下の項目に関し重点的に取り組む

（１）新規開発製品の環境への影響を最小化する。

（２）省エネルギー・リサイクル・省資源化に努める。

（３）有機溶剤などの化学物質による環境汚染の防止に努める。

４．この環境方針達成のため部署毎に環境目的・目標を設定し、全部署全従業員をあげて環境保全活動を推進する。

当社は環境方針を実行し、維持し、全従業員に周知する。

又外部からの要求に応じて開示する。

２００８年6月１８日

株式会社 TAIYO

代表取締役社長　河渕　健司

## ２．グリーン調達の考え方

### ２．１　目的

環境方針を推進し、環境に配慮した製品作りを行うために、地球環境への負荷が少ない資材の調達（グリーン調達）を推進し、環境保全活動に積極的な取引先と共に、地球環境の保全、循環型社会の構築を行う。

### ２．２　グリーン調達とは

環境保全活動に積極的な取引先から、リサイクル・省資源化・省エネルギー性等を考慮した、環境負荷の少ない製品・半製品・部品・材料・サービス等を調達する。

### ２．３　適用範囲

１）対象とする取引先

下記部材を直接 TAIYO へ納入して頂く一次取引先。なお、二次取引先に対しては、一次取引先が十分に指導して頂きますようお願いします。商社機能の取引先の場合も、本ガイドラインをご理解いただいた上で、メーカへのご指導をお願いします。

２）対象とする部材

TAIYO が販売する商品全般。

ａ）商品を構成する部品、材料及び補助材、製品（購入品、OEM 品、仕入れ商品など）
ｂ）商品の附属品
ｃ）包装材、梱包材
ｄ）取扱説明書

### ２．４　グリーン調達の取り組み（取引先へのお願い事項）

TAIYO では、グリーン調達を行う為に、取引先における「環境保全活動」と取引先から購入する「環境影響の少ない調達品」の２点を重点事項と設定しています。また、これらの重点事項を実施するため弊社では付表１，付表２に示す内容に沿って取り組む予定をしております。取引先におかれましては、下記項目について積極的な取り組みを行って頂きますよう、ご協力のほどお願いします。なお、付表に関する詳細内容は、関連する調達部門から連絡します。

１）取引先における環境保全活動について

下記の項目に沿った取り組みをお願いします。

ａ）ISO14001 の外部認証を取得している。或いは計画している。
ｂ）グリーン調達を実施している。または実施の計画がある。
ｃ）ISO 14001 の外部認証未取得の場合は、以下の項目に取り組んでいる。
・環境方針を定め、継続的改善・法規制の遵守を誓約している。
・環境方針に対する目標があり、達成するための組織・責任者が明確である。
・緊急時に対する仕組みがある。トレーサビリティなどを含む。
・ISO9001 の外部認証を取得している。或いは計画中だが、製品品質が保証できる。

２）取引先から購入する環境影響の少ない調達品について

下記の項目に沿った取り組みをお願いします。

ａ）環境負荷低減への配慮
・減量化・長寿命化・再資源化・省エネルギー性等を考慮した調達品かどうか
・リデュース、リユース、リサイクルを配慮した調達品かどうか

ｂ）環境影響物質低減への配慮
・TAIYO が指定する禁止物質が、調達品の中に含有されない。
・TAIYO が指定する管理物質については、調達品への含有量を把握する。
・　その他法令等での規制物質についても適切な管理を行っている。

## ３．規制物質管理ランク指針

### ３．１　目的

TAIYO 環境方針を推進し、環境影響物質の低減を行うために、TAIYO 商品を構成する部品、材料などに含有する有害な化学物質を明確にして、製品に関する環境品質を向上させる。

### ３．２　管理ランク

規制すべき物質を下記の３つのランクに区分して、その扱いを明確にする。

１）禁止レベル１

・現在、既に国内の法令等により使用が禁止されている物質。

・TAIYO が独自に使用禁止を指定した物質。（国内外の法令などを含む）

・このレベルの物質は、即日使用禁止とするもので、意図的使用を禁止する。また、意図的使用ではなく所謂不純物（分離できない）での混入の場合の許容値は、各々の閾値による。

２）禁止レベル２

・禁止レベル１対象物質以外で、条約、法令により期限を定めて使用が禁止されている物質。

・使用の削減や全廃を目標として、TAIYO が独自に指定した物質。（国内外の法令などを含む）

・このレベルの物質は、設定した実施時期、範囲で使用禁止とするもので、禁止レベル１と同様に意図的使用は禁止とし、不純物での混入の場合の許容値は、各々の閾値による。

３）管理物質

・使用を制限する物質ではないが、製品のリサイクル、適正処理での環境負荷も考慮すべき物質で、使用実態の把握を目的とする。

・このレベルの物質は、設定値を越える含有量のもの及び意図的使用のものについて、その使用部位、使用量を把握する。

### ３．３　参考法令等

物質選定の際に使用した国内外の主要な法令等を下記に示しますが、すべてを網羅しているわけではありませんので、調達時の法令等を参照願います。

国内・労働安全衛生法（安衛法）

・化学物質の審査及び製造などの規制に関する法律（化審法）

・毒物及び劇物取締法

・水質汚濁防止法

・ダイオキシン類対策法

・特定物質の規制などによるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）

・地球温暖化対策法

・PRTR 法

・環境ホルモン　対象物質

国外・ＥＵ有害物質規制

・包装及び包装廃棄物に関する欧州議会及び理事会指令

・ドイツ：化学品禁止規制

・ドイツ：日用品規制

・ドイツ：ダイオキシン法令

・デンマーク：ホルマリン法令

・オランダ、デンマーク：化学物質規制法

・特定有害物質使用禁止令（ＲｏＨＳ指令）

### ３．４　規制物質

TAIYO が指定する規制物質の一覧を付表４に示す。

３．５　規制物質の変更

国内外の法令等の変更などにより、規制物質の変更が行われる場合があります。

４．問い合わせ先

油圧第１（事）　技術部　北裏

空気圧（事）　技術部　近藤

NP（事）　開発課　三戸

資材本部　延

油圧第２（事）　エンジニアリングＧ　茂田

SE（事）　技術課　山本（浩）

システム（事）　製造部　中田（悟）

技術開発部　萩原

５．附則

このガイドラインは、社会情勢の変化等により必要に応じて随時改訂します。

改訂履歴

| 改訂 | 年　月　日 | 改訂内容 |
|---|---|---|
| Ver.１．０ | H17年８月２０日 | 制定 |
| Ver.２．０ | H20年12月25日 | 社名、問い合わせ先の変更、環境方針の更新 |
| | | |

# 付表1．環境品質に関するガイドライン

| 分　類 | 項 目 | 内容 |
|---|---|---|
| 1．環境品質に関する方針 | ①環境品質に対する目的、目標の設定 | TAIYOが指定する規制物質を明確にし、全廃や削減など具体的な目的、目標の設定を行う。 |
| | ②責任と権限 | 環境品質に関する責任と権限及び役割を明確にする。 |
| | ③環境管理組織の役割 | TAIYOが指定する規制物質の全廃や削減などを実施し、環境に関する製品品質を維持する。 |
| 2.環境システムの維持向上 | 情報管理 | 社内へTAIYOの規制物質に関する最新情報が迅速に漏れなく伝わり、反映される体制を構築する。 |
| 3.規定標準類の整備と運用 | 規定標準の整備と運用 | TAIYOからの指示(図面、標準、指示書等)について管理し、社内の標準又は仕様書等との整合性が取れている。 |
| 4.初品、工程変更品 | ①新規、工程変更時の申請及び運用維持 | TAIYOが指定する部品は、分析データ又は成分表を添付の上申請し、承認を得る。<br>・製品、半製品、組立品：部位別成分表　（例）金属加工品、高分子材(樹脂、ゴムなど）加工品<br>・表面処理：含有分析表　（例）メッキ、塗装など<br>・原材料：ミルシート　（例）金属材料,非鉄材料、高分子材料など<br>・その他：MSDSなど　（例）補助材料などの副資材(ｸﾞﾘｽ、ｲﾝｸ、ポリ袋、ﾃｰﾌﾟ、紙等） |
| 5.取引先の管理 | ①外部委託 | ・取引先へ外部委託する場合は、外部委託先がTAIYOの要求内容を十分管理できていることを確認する。 |
| | ②取引先の選定 | ・管理体制を持ち、TAIYO指定の規制物質を十分管理できる取引先を選定する。 |
| | ③定期監査の実施 | ・取引先に対し年1回以上、管理体制が維持されていることを確認する。 |
| 6．異常処理 | ①TAIYOへの報告 | ・不適合品がTAIYOに納品された疑いがある時は、直ちに当該内容をTAIYOの納入部門に報告する。（環境異常報告書） |
| | ②不適合品の区分 | ・不適合品が適合品に混入しないよう原材料倉庫、製造工程、設備、完成品倉庫等全工程において混入防止策を講じる。 |
| 7．資材購買管理<br>（取引先←→貴社） | ①新規取引先の選定 | ・新規取引先選定時は、TAIYO指定の規制物質を十分管理できる仕組みを持つ取引先を選定する。 |
| | ②設計基準書／仕様書 | ・取引先に対し、図面や材料仕様書にTAIYO指定の規制物質を明確にして発注する。<br>・原材料や部品にTAIYO指定の規制物質が使用されていない裏付けとして、測定データや成分表で確認する。 |
| 8．受入れ検査<br>（取引先←→貴社） | ①検査基準の明確化 | ・納入品（樹脂成形などのリサイクル品含む）の受入れ検査は、規制物質の含有がないことを確認する基準を明確にする。 |
| | ②検査の実施 | ・受入れ検査は、納入ロット毎に行う（ﾛｯﾄの定義を明確にしていること）。<br>・取引先から納入された物品が適合品であることを受入検査で確認する。 |
| | ③受入れ検査の記録 | ・検査記録は3年間保管する。 |
| 9．工程での混入、漏洩、汚染防止 | ・工程での混入、漏洩、汚染防止システム構築 | ・受け入れから出荷まで規制物質が混入しない仕組みを構築する。（設備、金型、治工具からも汚染がないこと） |
| 10.出荷の検査 | ①製品に使用禁止物質なきことの検証 | ・出荷品にTAIYO指定の規制物質が含有していないことを確認できる仕組みをつくる。 |
| | ②品質保証責任者への報告、不具合品の処置 | ・出荷検査で規制物質に関し、不具合が発生した場合は、必ず貴社の品質保証責任者へ報告がなされ適切な処置が実施される仕組みを構築する。 |
| | ③出荷の検査記録 | ・出荷検査記録は3年間保管する。 |
| | ④表示方法 | ・TAIYO要求事項に適合した納入品には、最小包装単位毎に一般品と区別できる表示を行う。 |
| 11．倉庫管理 | ・不適合ロットとの混入防止 | ・TAIYO指定の規制物質の入った不適合品は適合品と明確に隔離する。また、不適合品が出荷されない仕組みを構築する。 |
| 12ロットトレーサビリティ | ①ロット番号の設定 | ・ロットの追跡を容易にするため、ロット番号として受注番号(TAIYOの注文番号）を用いる。 |
| | ②ロット番号の表示 | ・TAIYOの注文番号を現品へ表示する。(不可能な場合は、最小包装単位ごとに表示） |
| | ③ロット管理の記録 | ・TAIYOの注文番号別に使用原材料、工程及びロットの履歴を残し、迅速な追跡ができるようにする。 |
| | ④出荷の記録 | ・出荷の記録には形式、納入日、数量、受注番号がわかる記録を残す。<br>・原材料のﾛｯﾄが明確に特定できるようにする。 |
| 13.データ、記録の保管 | ①記録の保管期間 | ・上記要求事項の記録は3年間保管する。（分析ﾃﾞｰﾀは旧版になってから3年間保管） |

## 付表2. 調達についての部品種別調査項目とその方法例

| 種別 | 種別内訳 | 管理対象品目･工程 | 物質含有の可能性 | 調査の方法例 | 調査の要点 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 金 属 | 金属材料･金属切削加工･ﾌﾟﾚｽ加工･ﾈｼﾞ･ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ･ﾀﾞｲｶｽﾄ･鋳物･ﾛｽﾄﾜｯｸｽ･鍛造など | 金属材料(材質別) | 鉛:(A2011,BC6など)<br>ｶﾄﾞﾐ:(銅合金など) | ･材質毎のMILｼｰﾄ(材料支給の場合は除外)<br>･不使用保証書<br>･不明な材料は使用しない(購入しない) | ･MILｼｰﾄにて確認 | ･代替希望案を考慮し設計変更 |
| | | 表面処理<br>(ﾒｯｷ･塗装･その他) | 6価ｸﾛﾑ:(Znｸﾛﾒｰﾄﾒｯｷなど) | ･含有分析<br>･不使用保証書 | | |
| 樹 脂 | 樹脂材料<br>樹脂成形<br>樹脂加工 | 樹脂材料(ｸﾞﾚｰﾄﾞ･色別) | ｶﾄﾞﾐ:(着色剤、安定剤、顔料など)<br>鉛:(安定剤、顔料、染料など) | ･材料毎に成分表で確認(リサイクル材料の扱いも調査のこと)<br>･不使用保証書 | ･材料毎に代表成分表で確認<br>･備考欄に代表成分表名明記<br>･製造場所不明なﾘｻｲｸﾙ材などは特に注意して調査 | 「代表成分表とは」樹脂材料に於いて以下の内容が共通で有れば同材料とす<br>･材質、ﾒｰｶｰ、ｸﾞﾚｰﾄﾞ、色、ﾒｰｶｰ外での着色 |
| | | 工程での混入 | ｶﾄﾞﾐ:(着色剤、安定剤、顔料など) | | | |
| | | インサート部品 | 鉛:(A2011,BC6など) | ･材質毎のMILｼｰﾄ<br>･不使用保証書 | ･金属の項目に準ずる | |
| | | | 6価ｸﾛﾑ:(Znｸﾛﾒｰﾄﾒｯｷなど) | ･含有分析<br>･不使用保証書 | | |
| ゴ ム | ゴム材料<br>ゴム成形<br>ゴムｶﾛ工 | ゴム材料(配合NO. 別) | ｶﾄﾞﾐ:(着色剤、安定剤、顔料など)<br>鉛:(安定剤、顔料、染料など)<br>その他 | ･材料毎に成分表で確認(リサイクル材料の扱いも調査のこと)<br>･不使用保証書 | ･材料毎に代表成分表で確認<br>･備考欄に代表成分表名明記<br>･製造場所不明なﾘｻｲｸﾙ材などは特に注意して調査 | ･部品認定後において配合などの変更時には事前に必ずTAIYOの了解を得ること |
| | | 工程での混入 | ｶﾄﾞﾐ:(着色剤、安定剤、顔料など)<br>その他 | | | |
| | | インサート部品 | 鉛:(A2011,BC6など) | ･材質毎のMILｼｰﾄ<br>･不使用保証書 | ･金属の項目に準ずる | |
| | | | 6価ｸﾛﾑ:(Znｸﾛﾒｰﾄﾒｯｷなど) | ･含有分析<br>･不使用保証書 | | |
| 製 品<br>半製品<br>組立品 | 組立品･電気部品、電装品･圧力計･ｶﾞｲﾄﾞ･ｽｲｯﾁ他 | (構成される全ての部品)<br>基板･ﾊﾝﾀﾞ･ﾘｰﾄﾞ線･ろう付け･表面処理･ｹｰﾌﾞﾙ･塗料･ｸﾞﾘｽ･ｲﾝｷ･ﾗﾍﾞﾙ･接着剤･ﾈｼﾞなど全構成 | ｶﾄﾞﾐ:(着色剤、安定剤、顔料など)<br>鉛:(ｱﾙﾐ、銅、ハンダ、安定剤など)<br>6価ｸﾛﾑ:(Znｸﾛﾒｰﾄﾒｯｷなど)<br>PVC:(電線被覆材、ゴムなど) | ･不使用保証書 | ･構成する全ての部品、副資材など個別に調査し、組立て品全体としての使用禁止物質不使用証明にて証<br>･金属、樹脂、ゴム、副資材などの要求内容を全て適用する | |
| 副資材 | (製品を間接構成するもの)<br>ラベル･段ボール･ｽﾀﾝﾌﾟ用ｲﾝｸ･包装袋･保護ﾃｰﾌﾟ･ｸﾞﾘｽ･ｵｲﾙ･緩衝剤･ﾋﾞﾆﾀｲ･ｾﾛﾃｰﾌﾟ･ｺﾞﾑﾊﾂﾞ･接着剤など | 各材料･製品 | ｶﾄﾞﾐ:(着色剤、安定剤、顔料など)<br>鉛:(ｱﾙﾐ、銅、ハンダ、安定剤など)<br>6価ｸﾛﾑ:(Znｸﾛﾒｰﾄﾒｯｷなど)<br>PVC:(電線被覆材、ゴムなど) | ･MSDS<br>･成分表<br>･不使用保証書<br>･その他 | ･品物によりMSDSでは確認できない物質が有りますので、別の調査をお願いすることが有ります。 | |

特記事項
1. 切削油･洗浄液･離型剤などの成分は工程での不純物と見なし削減努力とする
2. TAIYOへの納入の際使用される包装材などは対象外とする

付表３　不使用保証書

株式会社TAIYO
事業部　　部 宛

平成　　年　　月　　日

# 使用禁止物質に関する不使用保証書

会社名
部署名及び役職
氏名　　印
住所
電話番号
FAX番号
E-mail

当社が納入する本紙に記載するすべての原材料・部品について、「TAIYO　グリーン調達ガイドライン」の最新版に記載されている使用禁止物質（禁止レベル１，２）を使用していないことを証明します。

保証対象品　（シリーズ名での記入も可能です。この場合はシリーズ内のすべての原材料、部品を保証していただきます。）

| 名称 | 型式 | 納入メーカー名 | 備考 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

## 付表4．　規制物質表

禁止レベル1：意図的使用は禁止とし、それ以外は閾値以下とする。
禁止レベル2：使用の全廃を目標とするもので、意図的使用は禁止とし、それ以外は閾値以下とする。
管理物質：使用量の把握を目的とし、設定値を越える含有量のもの及び意図的使用のもの。

| NO. | 分類 | 物質名 | 用途例 | TAIYOの基準値 | | | 日本国内の法規など | | | | | | | | | | 国外の法規など | | JIG(注1) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 禁止レベル1 | 禁止レベル2 | 管理物質 | 安衛法 | 化審法 | 毒劇物 | 水質汚濁 | ダイオキシン類対策 | オゾン保護法 | 廃掃法特管物 | バーゼル国内法 | PRTR | 環境ホルモン | RoHS指令 | RoHS以外 | クラスA(注2) | クラスB(注3) |
| | | | | 即日禁止 | 期日を定めて禁止 | 部位、量を把握 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 金属およびその化合物 | カドミウム及びその化合物 | 顔料、電池、電気材料、メッキ材料 | ○包装(注4) | ○75ppm注5 | | | | | ○ | | | 特 | ○ | 特1 | | ○ | ○ | ○ | |
| 2 | 金属およびその化合物 | 六価クロム化合物 | Znクロメートメッキなど。金属クロムは除く。 | ○包装(注4) | ○1000ppm注5 | | | | | ○ | | | 特 | ○ | 特1 | | ○ | ○ | ○ | |
| 3 | 金属およびその化合物 | 鉛およびその化合物 | ハンダ、塗料、金属添加剤 | ○包装(注4) | ○1000ppm注5 | | | | | ○ | | | 特 | ○ | 1 | | ○ | ○ | ○ | |
| 4 | 金属およびその化合物 | 水銀及びその化合物 | 蛍光材料、電気接点材料、着色顔料 | ○包装(注4) | ○1000ppm注5 | | | | 毒 | ○ | | | 特 | ○ | 1 | | ○ | ○ | ○ | |
| 5 | 金属およびその化合物 | ビス(トリブチルスズ)オキサイド(TBTO) | 防腐剤、かび防止剤、船底塗料 | ○0.1wt% | | | | 1特 | | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | |
| 6 | 金属およびその化合物 | トリブチルスズ（TBT）類 | 防腐剤、かび防止剤、船底塗料 | ○0.1wt% | | | | 2特 | | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | |
| 7 | 金属およびその化合物 | トリフェニルスズ（TPT）類 | 防腐剤、かび防止剤、船底塗料 | ○0.1wt% | | | | 2特 | | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | |
| 8 | 金属およびその化合物 | アンチモン及びその化合物 | 顔料、塗料、触媒、ハンダ | | | ○0.1wt% | | | | | | | | ○ | 1 | | | | | ○ |
| 9 | 金属およびその化合物 | ヒ素及びその化合物 | 顔料、塗料、染料、難燃剤 | | | ○0.1wt% | | | 毒 | ○ | | | 特 | ○ | 特1 | | | ○ | | ○ |
| 10 | 金属およびその化合物 | 無機シアン化合物 | | | | ○0.1wt% | | | 毒 | ○ | | | 特 | ○ | 1 | | | | | |
| 11 | 金属およびその化合物 | ベリリウム及びその化合物 | セラミックス、触媒 | | | ○0.1wt% | ○ | | | | | | | ○ | 特1 | | | | | ○ |
| 12 | 金属およびその化合物 | ビスマス及びその化合物 | ガラス、ハンダ、合金 | | | ○0.1wt% | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 13 | 金属およびその化合物 | ニッケル及びその化合物 | 顔料、塗料、メッキ、電極 | | | ○0.1wt%（合金は除く） | | | | | | | | | 特1 | | | ○ | | ○ |
| 14 | 金属およびその化合物 | セレン及びその化合物 | 顔料、塗料、半導体材料 | | | ○0.1wt% | | | (毒) | ○ | | | 特 | ○ | 1 | | | | | ○ |

| NO. | 分類 | 物質名 | 用途例 | TAIYOの基準値 | | | 日本国内の法規など | | | | | | | | | | 国外の法規など | | JIG(注1) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 禁止レベル1 | 禁止レベル2 | 管理物質 | 安衛法 | 化審法 | 毒劇物 | 水質汚濁 | ダイオキシン類対策 | オゾン保護法 | 廃掃法特管物 | バーゼル国内法 | PRTR | 環境ホルモン | RoHS指令 | RoHS以外 | クラスA(注2) | クラスB(注3) |
| | | | | 即日禁止 | 期日を定めて禁止 | 部位、量を把握 | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | 臭素系難燃剤 | 特定臭素系難燃剤PBB類 | プラスチック、プリント配線板などに用いられる難燃剤 | | ○0.1wt%注5 | | | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 16 | 臭素系難燃剤 | 特定臭素系難燃剤PBDE類 | プラスチック、プリント配線板などに用いられる難燃剤 | | ○0.1wt%注5 | | | | | | | | | | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 17 | 臭素系難燃剤 | 臭素系難燃剤（PBB、PBDEを除く） | プラスチックなどに用いられる難燃剤 | | | ○0.1wt% | | | | | | | | | | ○ | | | | ○ |
| 18 | PCB | ポリ塩化ビフェニール(PCB) | コンデンサ、変圧器油、難燃剤 | ○0.1wt% | | | ○ | 1特 | | ○ | | | 特 | ○ | 1 | ○ | | ○ | ○ | |
| 19 | PCB | ポリ塩化ターフェニル（PCT） | 樹脂添加剤 | ○0.1wt% | | | | | | | | | | ○ | | | | ○ | | |
| 20 | PCN | ポリ塩化ナフタレンPCN（塩素数3以上） | 潤滑油、塗料、樹脂安定剤 | ○0.1wt% | | | | 1特 | | | | | | | | | | | ○ | |
| 21 | CP | 短鎖型塩化パラフィンCP | 難燃剤、可塑剤 | ○0.1wt% | | | | | | | ○ | | | | | | | ○ | ○ | |
| 22 | ハロゲン系有機化合物 | ポリ塩化ビニール(ＰＶＣ)及びその混合物 | 樹脂、梱包材、電線被覆材、絶縁材 | | | ○0.1wt% | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 23 | ハロゲン系有機化合物 | ポリ塩化ビニリデン | ラップ材 | | | ○0.1wt% | | | | | | | | | | | | | | |
| 24 | ハロゲン系有機化合物 | ビス（クロロメチル）エーテル | メチル化剤、染料、顔料 | ○0.1wt% | | | 禁止 | | | | | | | | | | | | | |
| 25 | アスベスト | アスベスト類 | 電気絶縁材、ガスケット | ○0.1wt% | | | 禁止 | | | | | | 特 | ○ | 特1 | | | ○ | ○ | |
| 26 | 環境ホルモン | マイレックス | | ○0.1wt% | | | | 1特 | | | | | | | | | | | | |
| 27 | 環境ホルモン | アルドリン | 殺虫剤 | ○0.1wt% | | | | 1特 | 毒 | | | | | | | ○ | | | | |
| 28 | 環境ホルモン | エンドリン | 殺虫剤 | ○0.1wt% | | | | 1特 | 毒 | | | | | | | ○ | | | | |
| 29 | 環境ホルモン | クロルデン類 | 殺虫剤 | ○0.1wt% | | | | 1特 | | | | | | | | ○ | | | | |
| 30 | 環境ホルモン | ディルドリン | 殺虫剤 | ○0.1wt% | | | | 1特 | 毒 | | | | | | | ○ | | | | |
| 31 | 環境ホルモン | ヘキサクロロベンゼン | 有機合成原料 | ○0.1wt% | | | | 1特 | | | | | | | | ○ | | | | |
| 32 | 環境ホルモン | ペンタンクロロフェノール | | ○0.1wt% | | | | | | | | | | | 1 | ○ | | ○ | | |
| 33 | 環境ホルモン | ＤＤＴ | 殺虫剤 | ○0.1wt% | | | | 1特 | | | | | | ○ | | ○ | | ○ | | |
| 34 | 環境ホルモン | ダイオキシン類 | | ○0.1wt% | | | | | | | ○ | | 特 | ○ | 特1 | ○ | | ○ | | |
| 35 | 環境ホルモン | フタル酸エステル | 可塑剤 | | | ○0.1wt% | | | | | | | | | | ○ | | | | ○ |
| 36 | アミン化合物 | N､N-ｼﾞﾄﾘﾙ-p-ﾌｴﾆﾚﾝｼﾞｱﾐﾝ | | ○0.1wt% | | | | 1特 | | | | | | | | | | | | |

| NO. | 分類 | 物質名 | 用途例 | TAIYOの基準値 | | | 日本国内の法規など | | | | | | | | | | 国外の法規など | | JIG(注1) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 禁止レベル1 | 禁止レベル2 | 管理物質 | 安衛法 | 化審法 | 毒劇物 | 水質汚濁 | ダイオキシン類対策 | オゾン保護法 | 廃掃法特管物 | バーゼル国内法 | PRTR | 環境ホルモン | RoHS指令 | RoHS以外 | クラスA(注2) | クラスB(注3) |
| | | | | 即日禁止 | 期日を定めて禁止 | 部位、量を把握 | | | | | | | | | | | | | | |
| 37 | アミン化合物 | 4-アミノジフェニル及びその塩 | | ○0.1wt% | | | 禁止 | | | | | | | | | | | ○ | | |
| 38 | アミン化合物 | ベンジジン及びその塩 | 着色剤原料 | ○0.1wt% | | | 禁止 | | | | | | | | | | | ○ | | |
| 39 | アミン化合物 | 2－ナフチルアミン及びその塩 | | ○0.1wt% | | | 禁止 | | | | | | | | | | | ○ | | |
| 40 | アミン化合物 | 特定アミンを形成するアゾ染料、顔料 | 染料 | ○30ppm | | | ○ | | | | | | | | 1 | | | ○ | ○ | |
| 41 | オゾン層破壊物質 | オゾン層破壊物質 | 溶剤、洗浄、冷媒剤 | ○0.1wt% | | | | | | | | ○ | | | | | | | ○ | |
| 42 | 放射性物質 | 放射性物質 | | ○0.1wt% | | | | | | | | | | | | | | | ○ | |
| 43 | その他 | 4－ニトロジフエニル及びその塩 | | ○0.1wt% | | | 禁止 | | | | | | | | | | | ○ | | |
| 44 | その他 | ベンゼン糊 | | ○0.1wt% | | | 禁止 | | | ○ | | | 特 | | 特1 | | | ○ | | |
| 45 | その他 | 黄燐 | マッチの原料 | ○0.1wt% | | | 禁止 | | 毒 | | | | | | | | | | | |

注1)JIG：Joint Industry Guide　　(0.1wt%＝1000ppm)
注2) 使用の禁止、制限、報告義務あり
注3) 有害物質ではない
注4) 包装規制：包装材などに含まれるPb、Cd、Hg、六価Crの総量を100ppm以下にする。
注5)RoHS指令の除外項目適用

RoHS指令の主要な除外項目

| | 名称 | |
|---|---|---|
| 鉛を含む部品、材料 | デバイス内の高融点ハンダ | |
| | 電子セラミック部品など | |
| | 鋼材 | 0.35wt%以下 |
| | アルミニウム合金 | 0.4wt%以下 |
| | 銅合金 | 4wt%以下 |